

羽咋市地域福祉計画（案）に係る意見募集結果について

- 1 募集期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）
- 2 意見提出者数 2人
- 3 意見等の概要及び回答

No.	項目	意見の概要	回答
1	P49 第4章 計画の推進 3 計画の進行管理	<p>第4章 計画の進行管理において、計画の中間評価として、分析・評価をするにあたり、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の目標量を定めていますが、施策の方向性 事業（主な取組）の記載がないため、目標量の数がなすを成すのかわからないと感じました。</p> <p>施設や、人、会議の数が何の推進に取り組み、何の方向性に向かうものなのか正確に記載すべきだではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画は国が示した指針に基づいて、本市の障害福祉計画、障害児福祉計画として量的目標を示すもので、障がい者、障がい児の過去からのサービス受給状況等を踏まえ、これからの3年間の障がい福祉、障がい児福祉サービスの数値目標を定め、これを進めるためのものです。</p> <p>ご指摘の「施設や人、会議の進め方」といった市としての方向性や取組については、本計画の方針にあたる第3次羽咋市障害者計画において示しています。</p>

No.	項目	意見の概要	回答
2	P21 第3章 計画 目標及び見込 み量の設定と 確保方策	1日1日成長していく子供達の発達特性の早期発見、その後の早期療育のための物理的、人的環境の整備を行い、精神症や非行、不登校問題に代表される「二次障害」の予防の観点から、できうるかぎり早期の対応、対策が要である。羽咋市の令和6年度、7年度の目標値、活動指標に「無」や「0」があるので、この見直しを求める。また、令和6年度、7年度において、物理的、人的環境の整備の申し出があるにもかかわらず実施されない事例が発生した場合について、児童および保護者に対する支援はどのように行うのか。	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>令和6年度、7年度における目標値、活動指標等については「無」や「0」と記載しているものについては、現在の制度等の利用状況や提供状況を鑑みて、周知や提供体制の整備、提供人員の確保といった要因により即時の対応が難しいことから、計画期間内において順次対応していくものとして定めています。</p> <p>なお、各制度や活動、サービス提供における目標値、活動指標等についてはそれを上限とし利用を妨げるものではなく、本市での対応が難しい場合においても、県や障害福祉圏域での対応等、代替的な手段による確保に向けて取り組むものとなります。</p> <p>また、保護者並びに関係者等からの申し出については、年次に関わらず個別に柔軟な対応をしていきます。</p>